

広島県告示第五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和元年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市比和町古頃字東木ノ下五一二三の二、丙五一二四、字小熊五一四七の一、五一四八、五一六八、五一七〇の一、五一七〇の三、五一七一の二、五一七一の七、五一七一の一〇

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）